

第2章 | 分野別計画と市民満足度

第1節 分野別計画



I 医療福祉・防災・人権分野 安全・安心をつくる

- 1 医療資源を有効に活用し、地域医療体制の構築に努めます。
- 2 統計的な資料を駆使し、健康づくり体制の構築に努めます。
- 3 社会保障制度の健全な運営に努め、安心・活力を作ります。
- 4 高齢者の住み慣れた地域での生活や自立を支援します。
- 5 障がい者や難病者の生きがいを育み、安心な生活を確保します。
- 6 万全な備えにより、安全・安心な国東市を目指します。
- 7 災害時や火災時の命綱、消防体制の充実を図ります。
- 8 人権啓発と教育活動を実践し、人権尊重社会の実現を目指します。
- 9 女性も男性も健やかに暮らせるまち国東市を目指します。

医療・救急体制

健康づくり

社会保障

高齢者福祉

障がい者福祉

防災・防犯・交通安全

消防活動

人権尊重

男女共同参画

医療・救急体制

■現状分析と施策の目的

人口3万人の規模の自治体である本市には、国見町3、国東町9、武蔵町4、安岐町4か所の計20か所（平成24年医師会調べ）の病院・診療所があり、市内には第二次救急医療機関（24時間365日の救急搬送受入）としての国東市民病院が開院しています。また、大分・別府市内にある第三次救急医療機関（複数の診察領域にわたる重篤な患者受入）との役割分担・連携を図りながら本市の医療体制が構築されています。

平成24年5月には、大規模改修により最新の施設や医療機器を導入して新しい国東市民病院が完成いたしました。しかし、少子・高齢化の影響は医療の面にも襲いかかっており、市内医師の高齢化や市民病院での非常勤診療科の常勤化など多くの課題が指摘されています。

救急医療体制については、国東市消防本部の現場平均到着時間が7.6分、収容平均所要時間が44.0分となっており、収容平均所要時間は、県内で竹田市消防本部の47.9分に続いて最後から2番目となっています。これは、本市の地形や市民病院の位置などの面があり簡単には短縮することはできませんが、平成24年10月から運行されている「ドクターヘリ」の活用や「救急救命士」の増員、道路整備などを効率的に推進して救急医療体制の整備を図る必要があります。

医療・救急分野は市民の安全・安心の拠り所です。国や県、関係団体と協力して現在ある医療資源を活用して、地域医療制度の構築を図ることが求められています。



■施策別の分類と主要な事業

(1) 地域医療体制の構築

- 地域医療体制の構築に向けて取り組みます。
 - ・国東市医師会や東国東地域保健委員会との連携及びその活用
 - ・医療政策専門部局の設置の検討
 - ・医療・保健・福祉・介護の連携による「地域包括ケアシステム」の推進
 - ・出身者及び市外国東高校卒業生への医学生奨学金貸付事業の推進
 - ・関係機関と協力して医療政策に関する広報・周知活動の促進

(2) 国東市民病院のさらなる充実

- 国東市民病院の診療体制の確立や人員の確保を積極的に推進します。
 - ・医師を確保し、整形外科、産婦人科、泌尿器科の常勤化の実現
 - ・昭和51年から続いている「へき地巡回診療」を実施
 - ・訪問看護、訪問リハビリを強化して在宅患者の支援を実施
 - ・最新の設備を広報・周知して積極的な人員の確保
 - ・国東市民病院の役割や実績の広報・周知活動の促進
- 国東市民病院の経営改善を積極的に取り組みます。
 - ・平成21年の公立病院改革プランの実行と新規プランの策定

(3) 救急医療体制のさらなる充実

- 救急医療体制のさらなる充実を推進します。
 - ・高度な救急医療体制確立のため「救急救命士」の増員
 - ・高度な救急搬送を支える「救急車」の効率的で適正な配備
 - ・大分県のドクターヘリ体制との緊密な連携
 - ・第二次救急医療機関である市民病院との緊密な連携

第2表 各消防本部における現場平均到着所要時間及び収容平均所要時間

出典：大分県における救急の現況

消防本部	現場到着 平均所要時間(分)	収容		
		前年比	平均所要時間(分)	前年比
大分市消防局	6.4	△ 0.6	26.1	△ 0.9
別府市消防本部	7.4	2.2	27.1	2.5
中津市消防本部	9.0	0.1	36.9	0.6
佐伯市消防本部	9.5	0.5	38.4	2.2
臼杵市消防本部	7.5	0.2	31.4	0.1
津久見市消防本部	6.3	0.3	33.2	0.7
竹田市消防本部	8.3	0.1	47.9	0.0
豊後高田市消防本部	7.0	0.1	35.3	△ 1.3
宇佐市消防本部	8.5	0.4	37.4	1.4
豊後大野市消防本部	6.9	0.2	41.1	1.5
由布市消防本部	6.6	0.1	35.7	1.2
国東市消防本部	7.6	△ 0.3	44.0	△ 0.2
日田玖珠広域消防組合消防本部	8.7	0.0	36.7	0.6
杵築速見消防組合消防本部	9.9	0.6	40.1	2.0
県 計	7.6	0.2	32.8	0.5

■成果指標

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H26	H29	H33	
年間外来患者数	人	71,017(H24)	73,200	75,400	76,900	年間外来患者数
年間入院患者数	人	69,802(H24)	70,445	70,810	70,810	年間入院患者数
救急救命士の数	人	14(H25)	15	18	22	年1人の任用

I - 2

統計的な資料を駆使し、健康づくり体制の構築に努めます。

健康づくり

■現状分析と施策の目的

現代社会は、食生活の乱れ、ストレスの増加などに伴い生活習慣病が増加しています。そのため社会保障費が増大しており、これを抑制するために予防医療に対する関心が高まっています。年間3万人と言われる「自殺者」対策も、政府は重点的に実施しており人口減少社会における健康に対する政策への関心は益々高まっています。

本市は、平成22年の大分県公衆衛生年鑑によると「糖尿病」、「高血圧性疾患」「脳血管疾患」の死因による死亡率（人口10万人）が大分県市町村で1位であり「心疾患」、「肺炎」、「肝疾患」についても高い順位にあります。また、厚生労働省発表の平成22年市区町村別生命表によると0歳児の平均寿命は男性が7位（80.0歳）女性が15位（86.4歳）となっており、他の市町村

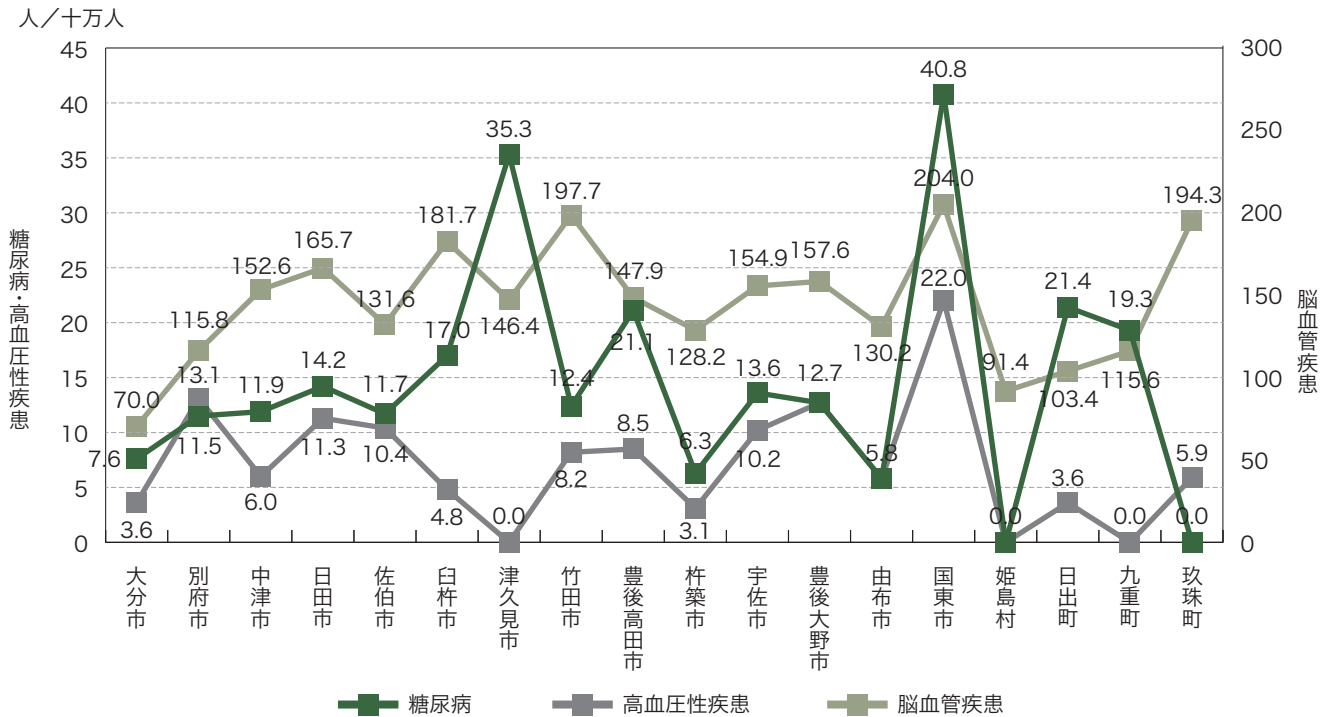
に比べて女性の平均寿命が短くなっている結果が出ています。本市としても医師会と協力して、従来の健康診断や各種がん検診等の健診施策の充実を図るとともに、健康に対する関心を喚起する政策や、医療、介護や福祉政策と連携した地域毎の取り組みなどよりきめ細かい事業の実施が必要となっています。

今後は、「ラジオ体操」や「転倒予防体操ちよるちよる音頭」等活用しながら、新たな健康推進策の目玉となる運動の提唱や、二次医療機関である国東市民病院との連携や社会教育、生涯スポーツ、福祉、介護との連携を推進して、市民の健康に対する意識を高め、健康づくりに取り組みやすい環境を整えることが求められています。



選択死因別死亡率（人口10万対）表（国東市が第1位分）

出典：平成22年大分県人口動態調査



■施策別の分類と主要な事業

(1) 健康づくり体制の再構築と各種事業の推進

- 健康づくり体制の再構築に向けて取り組みます。
 - ・健康づくり計画を検証し、健康づくり事業を計画的に推進
 - ・市民が健康に関心を持つようになる運動の構築
 - ・保健推進委員、愛育班等の地域健康づくり活動組織の充実
 - ・地域コミュニティ行政会議（仮称）活用による健康づくりの推進
 - ・医療政策部局の設置に向けた関係機関との連携

(2) 各種健診事業の円滑な運用と
精神保健・自殺予防・感染症対策の強化

- 健診事業や予防事業を実施、早期発見、病気予防を推進します。
 - ・医師会等と協力して各種健診事業のさらなる充実
 - ・健康教育、健康相談、個別訪問等の健診後対策の推進
 - ・メタボリックシンドローム等生活習慣病対策の推進
 - ・適正な予防接種方法の推進と任意接種補助事業の推進と追加策の検討
- 精神保健・自殺予防・感染症対策に積極的に取り組みます。
 - ・保健所や医療機関と連携、精神保健施策に関する広報・周知活動の促進
 - ・自殺対策を各方面から総合的に推進
 - ・結核検診、肝炎、エイズなどの感染症に関する広報・周知活動の促進

平成 22 年市区町村別生命表

出典：厚生労働省ホームページ

市 町 村	男性	順位	女性	順位
大分市	80.90	1	87.40	1
別府市	78.80	18	86.90	6
中津市	79.30	17	86.90	6
日田市	79.90	10	86.60	14
佐伯市	79.80	12	87.30	2
臼杵市	80.20	5	86.40	15
津久見市	79.60	15	87.10	5
竹田市	80.20	5	86.90	6
豊後高田市	79.40	16	86.00	18
杵築市	79.90	10	86.80	10
宇佐市	79.80	12	86.90	6
豊後大野市	80.00	7	86.80	10
由布市	80.80	2	86.70	13
国東市	80.00	7	86.40	15
姫島村	79.80	12	86.20	17
日出町	80.80	2	86.80	10
九重町	80.50	4	87.20	4
玖珠町	80.00	7	87.30	2

■成果指標

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H26	H29	H33	
乳幼児健診の受診率	%	97.2(H24)	100	100	100	100%をめざす
特定健診受診率	%	56.7(H24)	59.0	60.0	60.0	受診率の向上をめざす
特定保健指導受診率	%	28.3(H24)	30.0	60.0	60.0	健診後対策の充実をめざす



I-3

社会保障制度の健全な運営に努め、安心・活力を作ります。

社会保障

■現状分析と施策の目的

現在の日本社会は、高齢化が進み、団塊の世代の大量退職時代を迎え、社会保障制度に対する不安が取り沙汰されています。本市でも、医療の高度化や加入者の高齢化に伴い、医療費を含め社会保障費が増加傾向にあります。平成25年10月には、政府は、消費税を5%から8%とする決定をしました。また、年々増加する社会保障費を負担する税収として、さらに消費税を10%まで増税するかどうかの可否を今年末までに判断する予定となっています。

国民健康保険事業政策としては、住民が安心して、活力を保つためにも健康づくり対策が急務となっており、保健推進部局と連携し住民健診で特

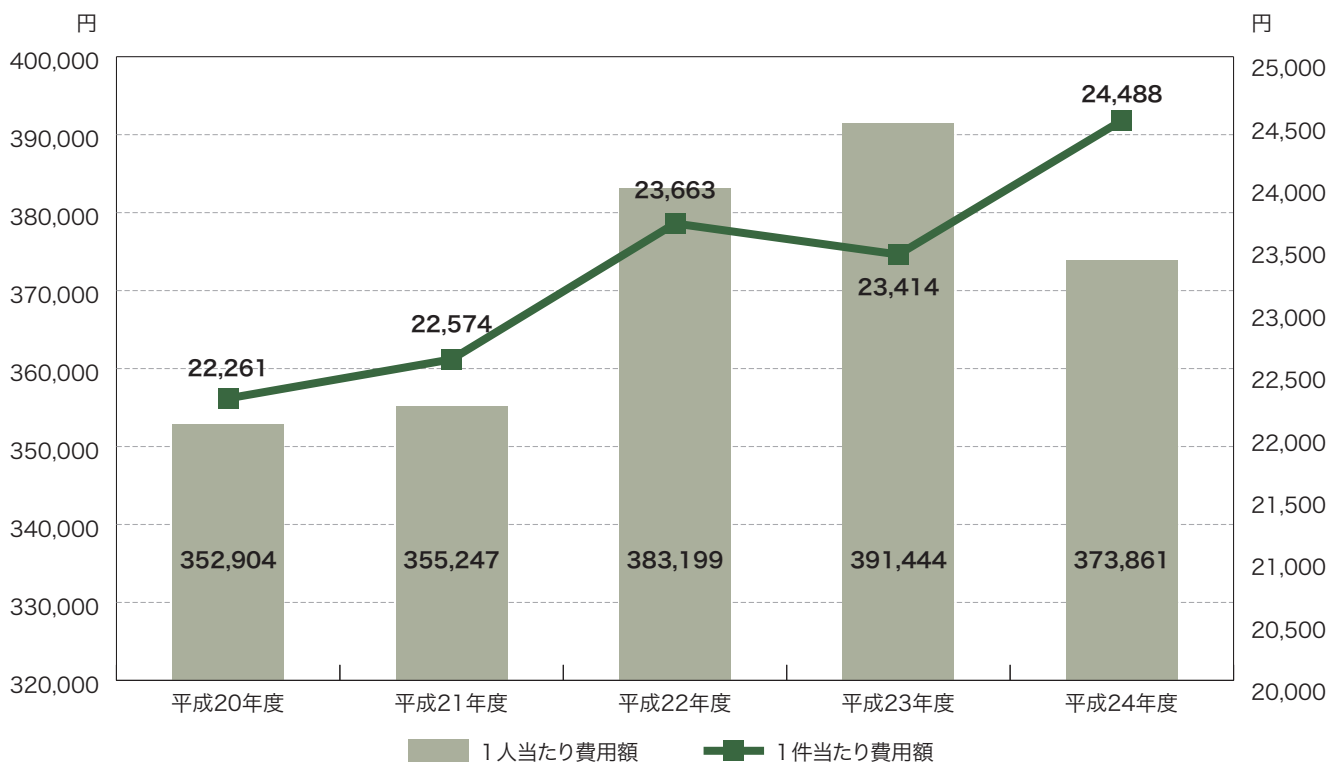
定健診を行うことにより、医療費の適正化を図ることとしています。

また、生活困窮者対策として「最後のセーフティネット」である生活保護政策は、現代の不安定な経済状況にあっても、最低限の生活を保障する重要な政策であります。本市としても、保護受給者の自立助長への支援を行いながら制度の円滑な運営を図ります。

社会保障政策は、「安全・安心」を支える柱でありますので、国・県の政策を注視しながら制度の健全な運営を図ることとします。また、国民年金窓口、後期高齢者医療制度や介護保険制度との連携も含め住民の福祉向上に努めます。

国東市国民健康保険関連医療費の推移

資料：市民健康課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 国民健康保険の予防事業の推進

- 特定検診や特定保健指導の実施率の向上を図ります。
 - ・未受診者に対する個別訪問も含めた広報・周知活動の促進
 - ・未治療、治療中断の確実な防止と重症予備群対策の推進
 - ・死因率の高い「糖尿病」対策の推進

(2) 国民健康保険の医療費適正化の推進

- 国民健康保険の給付事業の適正化を図り、保険料を抑制します。
 - ・受診全世帯に対して年6回の医療費通知の実施
 - ・レセプト点検調査の精度向上の推進
 - ・ジェネリック医薬品使用の推進
 - ・介護給付費との給付調整体制の構築

(3) 生活保護制度の適正な運用の推進

- 受給者の自立支援と医療・福祉・介護施策との連携を図ります。
 - ・生活保護世帯の生活状況及び健康状況把握のための訪問調査の実施
 - ・就労支援員の活用による受給者の自立支援
 - ・受給者の8割を占める高齢者と傷病障害者部局の連携策を推進

(4) 後期高齢者医療・介護保険制度・国民年金との連携

- 大分県後期高齢者医療広域連合や介護保険部局との連携を図ります。
 - ・広域連合への職員派遣や介護保険課との情報共有
 - ・国民年金窓口としての適切な情報提供
 - ・他団体や他制度と協力して社会保障制度の広報・周知活動の促進

■成果指標

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H26	H29	H33	
国民健康保険 医療費総額	%	100.00 (H25)	99.0	96.0	92.2	医療費を毎年1.0%減らす。
生活保護受給者 の減員	人	320 (H25.8)	△3	△5	△10	就労等による自立で受給者を減少させる。

I-4

高齢者の住み慣れた地域での生活や自立を支援します。

高齢者福祉

■現状分析と施策の目的

国勢調査によると昭和50年に16.1%だった本市の高齢化率（65歳以上の人口割合）は、平成22年には36.4%となっています。また、住民基本台帳（H25年3月31日現在）によると市内130行政区のうち25区が50%を超えており、本市の過疎・高齢化は深刻な事態を迎え、一人暮らし高齢者、高齢の夫婦のみ世帯の増加により食料品などの日常の買い物に困難を感じる買い物弱者も増加しています。

従来高齢者福祉は、比較的元気な高齢者と介護・支援が必要な高齢者とを区別して各種施策を展開してきました。しかし、現在は介護保険サービス利用者の増加により社会保障費がかさみ、介護保険制度の理念である自立支援を念頭に置いた介護予防や重症化予防策が推進されています。また、高齢者が住み慣れた地域や在宅で生活でき、自立できるような施策も従来の福祉政策だけでなく、介護保険事業においても積極的に実施されるようになっていきます。

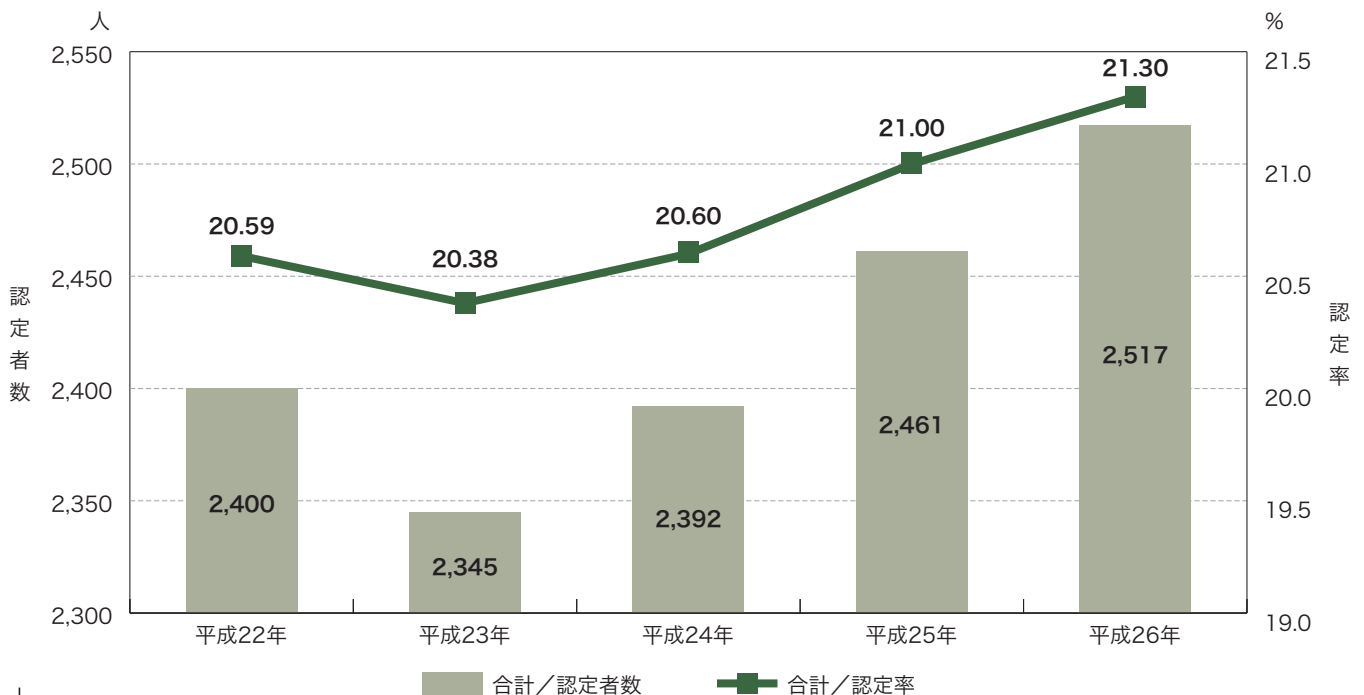
高齢者福祉の目的は、これまで日本社会、本市

を支えてこられた方々への敬意を払うとともに、元気な高齢者を一人でも増やす事により、本市に住んでよかったと思える環境を創ることにあります。そのためには、従来の保健福祉事業のスクラップアンドビルドを含め、少子・高齢化と人口減少に対応した地域システム（＝地域包括ケアシステム）を構築していくことが重要となっています。そのシステムにおいては、医療・介護・福祉・住宅等の各領域のサービスが、日常生活圏域において、適切に組み合わせられて提供されることにより、生活上の安全・安心・健康が確保されることを実現していくことが求められています。

また、今後も増加傾向が予想される認知症高齢者を地域で支えていく取り組みも重要課題と位置づけ、若年性認知症も視野に入れた施策もシステムに組み込む必要があります。このようなシステムを構築していくうえでは、地域基盤の強化はもとより、行政が担う部分と住民自身が担う部分を区分して適切な組み合わせを住民とともに洞察していくことが重要です。

要介護認定者と認定率の推移

資料：介護保険課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- 包括的ケアマネジメントを推進します。
 - ・高齢者の自立を支援する介護関係者のスキルアップの推進
 - ・地域包括ケアシステム構築に向けた「地域ケア会議」の実施
 - ・介護保険サービス事業者との連携による効率的な制度の運用
 - ・関係機関と協力して政策の理念や詳細の広報・周知活動の促進
- 介護予防及び要介護度の重症化予防を推進します。
 - ・さかしなろう会や元気高齢者健やかサロンの推進
- 地域密着型サービスの効果的な整備を行います。
 - ・圏域ごとの地域密着型の介護施設への介護予防拠点化の推進
- 認知症高齢者（若年性認知症者を含む）及びその家族への支援を推進します。
 - ・認知症の予防・早期発見・早期受診・認知症ケアの推進
 - ・地域づくり・普及啓発・相談体制の推進

(2) 高齢者の生きがいづくりや自立支援、保護施策の推進

- 高齢者の孤立防止や就労支援の場を提供します。
 - ・組織率の低下している老人クラブ、同連合会の活性化
 - ・シルバー人材センター支援による高齢者の雇用確保
 - ・「ねんりんピック」など的高齢者対象の大会等への積極的な参加
 - ・高齢者対象サービスの広報・周知活動の促進
 - ・高齢者福祉の増進のために既存施設の効率的な提供

(3) 高齢者への災害や、緊急時の支援体制の整備

- 緊急時の支援体制について整備します。
 - ・緊急通報システムの効果的な運用
 - ・安心ボタン（救急医療情報キット）の普及活動の推進
- 災害時の支援体制について整備します。
 - ・各種機関と連携した福祉避難所の指定と更新
 - ・災害時援護者台帳登録制度の普及活動の推進

(4) 高齢者福祉政策の効率的な運営

- 各種事業との連携による高齢者福祉政策を推進します。
 - ・「公助」の高齢者福祉と「共助」の介護保険事業の連携
 - ・地域包括ケアシステムと地域コミュニティ行政会議（仮称）との連携
 - ・介護保険・地域支援・保健福祉・社会教育を組み合わせた事業の推進

■成果指標

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H26	H29	H33	
老人クラブ加入率	%	58.8(H24)	58.8	60.0	60.0	老人クラブ加入率
災害時要援護者登録数	人	307(H24)	1,000	2,400	2,400	制度登録者数
介護保険給付費	%	100(H26)	100	96.7	92.9	H 26 35.88 億円内 H27 1.3% 以後 1%減
地域支援事業	%	標準 給付費	343 百万円	4%	4%	事業費の 標準給付費に占める割合

I-5

障がい者や難病者の生きがいを育み、安心な生活を確保します。

障がい者福祉

■現状分析と施策の目的

地域社会での障がい者に対するノーマライゼーション（※）や、施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化が進む時代の中で、平成18年度から実施されていた障がい者の自立を目指す「障害者自立支援法」が改正され、障がい者と社会との広い共生を目指し、難病者の支援も可能にした「障害者総合支援法（正式名：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月から施行されました。

本市では、高齢化の進行や、「こころ」の病の増加等により、障がい者数は増える傾向にあります。市内地域でも、「ノーマライゼーション」の意識が深まりつつありますが、公共施設などでもユニバーサルデザイン、バリアフリー化をさらに

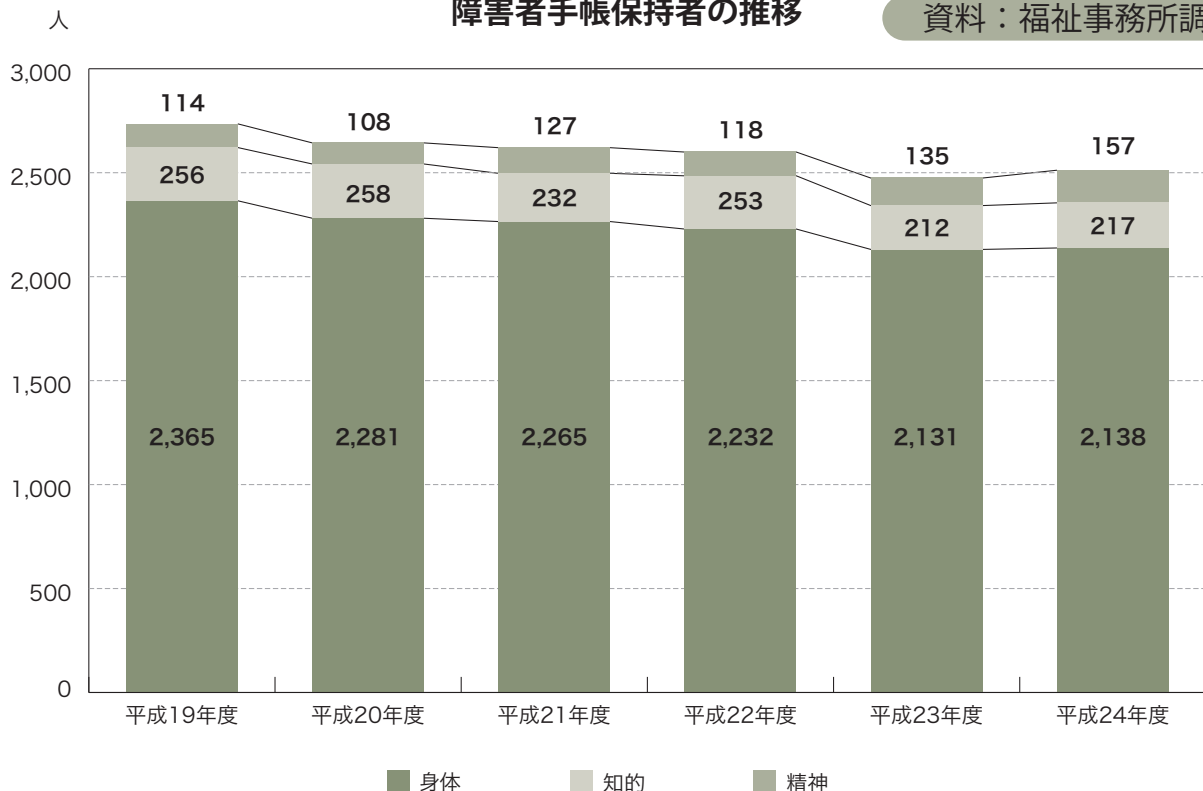
進める必要があります。また、障がい者雇用の面からも企業、雇用主の理解と障がい者の自立への意欲等の両面を推進する必要があります。

今後は、医療や福祉、介護等との連携を図り地域社会での障がい者に対する全体的な意識喚起や「ノーマライゼーション」の意識の定着を図るとともに、新しい「障害者総合支援法」の障がい者との共生を目指す理念の実現に向けた取り組みが求められています。

※ノーマライゼーション：障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

障害者手帳保持者の推移

資料：福祉事務所調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 障がい者への総合的支援体制の推進

- 新しい「障害者総合支援法」の理念に沿った施策を実行します。
 - ・障がい者地域自立支援協議会の活用
 - ・全ての障がい福祉サービス利用者へのケアマネージメントの推進
 - ・相談支援専門員や特定相談支援事業所の不足対策
- 新たに障がい福祉サービスの適用を受けた難病者を支援します。
 - ・新たな支援内容についての関係団体との連携
 - ・難病者のサービス利用についての広報・周知活動の促進

(2) 障がい者への就労支援の推進

- 障がい者の自立を目指した就労支援の取り組みを推進します。
 - ・就労支援部会による具体的支援
 - ・地域住民や企業・団体等への障がい者就労支援制度の広報・周知
- 障がい者雇用の工賃向上につながる支援施策を実施します。
 - ・障がい者支援施設の整備等に関する経費の一部補助
 - ・障がい者支援施設の受注機会の増大を図るための情報提供

(3) 障がい児への支援の推進

- 発達障がい児に対する早期発見と療育支援を推進します。
 - ・子育て支援施設への専門員の巡回支援の実施
 - ・「気になる児」の保護者への助言や啓発活動の実施
 - ・5歳児相談会等との連携を通じて、就学部局との情報共有化
 - ・「児童発達支援」等の障害児通所支援サービス利用の促進

■成果指標

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H26	H29	H33	
利用者のケアプラン・モニタリング作成率	%	41(H25)	100.0	100.0	100.0	適切なサービス利用に向けたケアマネージメントの実践
精神障害者保健福祉手帳所持者に対する交通費助成券交付率	%	38.8(H25)	50.0	50.0	50.0	利用率の向上

I-6

万全な備えにより、安全・安心な国東市を目指します。

防災・防犯・交通安全

■現状分析と施策の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、防災に対する意識は急激に高まり、さらに近年全国各地で想像を超える豪雨による災害等が発生していることから災害への対応に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

今後30年以内に発生する確立が、60～70%とされている南海トラフ地震については、大分県が公表した最大予想津波高は、安岐町塩屋で5.23mとなっており、今後とも不断の備えが必要となっています。

本市では、大分県防災計画と整合性を図るため「国東市地域防災計画」を改正し、災害への対応について取り組みを進めることとしています。

災害発生時等に最も重要な情報伝達手段である防災行政無線については、4町合併前において整

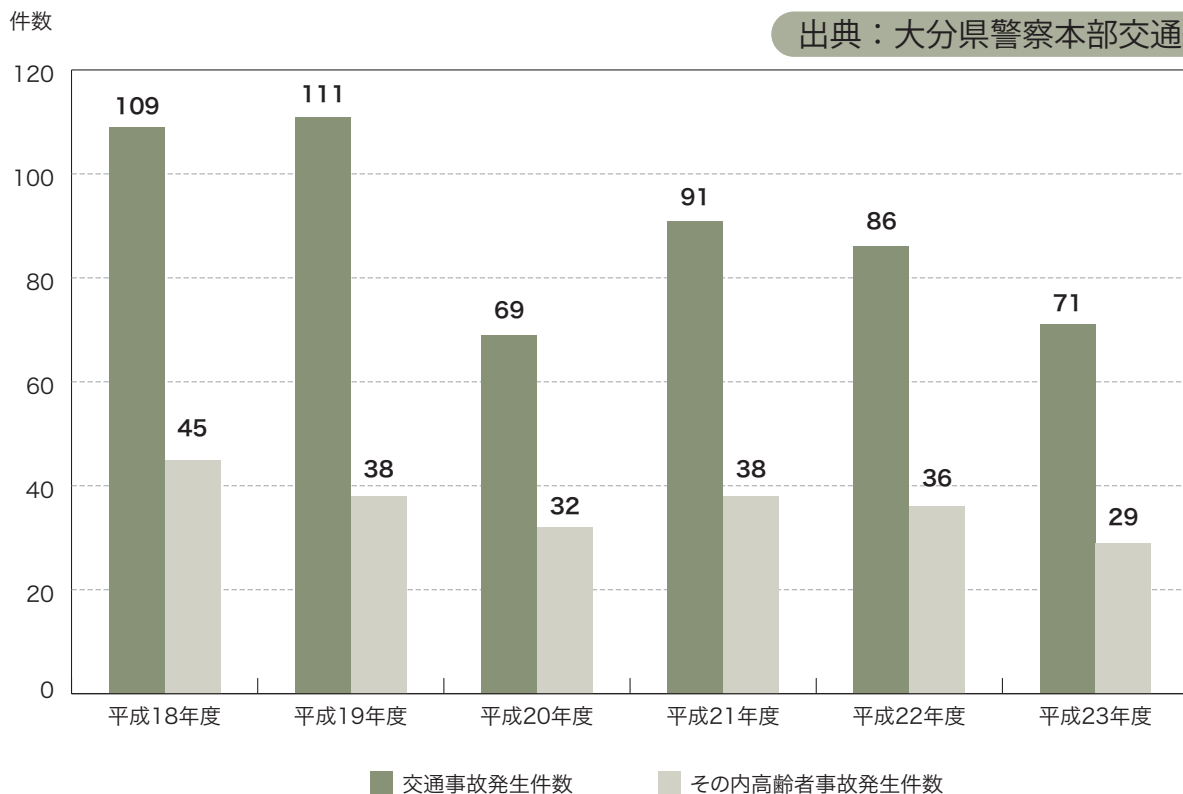
備されたものであることから設備の老朽化が顕著であり、J-アラートとの自動接続も行えない状況となっています。平成27年度までに施設設備の更新を図り、設備の統合デジタル化、J-アラートとの接続を実施していく予定です。

平成24年度には地域の防災リーダーとして防災士を育成し、77行政区に（130行政区）配置し、防災、減災の取り組みや自主防災組織の活性化を図っています。引き続き市内全ての行政区への防災士の配置を目標に防災士の育成とスキルアップに取り組んで行く必要があります。

また、防犯や交通安全に対する対策も不可欠であり、青少年健全育成からの取り組みとしての補導対策や過疎高齢化による交通事故、特に重傷死亡事故対策が急がれています。

国東市の交通事故発生件数

出典：大分県警察本部交通統計



※高齢者事故とは65歳以上の方が事故に関係した件数

■施策別の分類と主要な事業

(1) 安全・安心の地域づくりを目指す防災（減災）事業の推進

- 国東市地域防災計画を推進します。
 - ・災害予防、災害応急及び災害復旧対策等の計画的推進
 - ・防災ハザードマップの活用による避難所、福祉避難所の指定・更新
- 防災行政設備を更新し、Jアラート対応のデジタル化を推進します。
 - ・平成27年度までに防災行政無線の統合・デジタル化の推進
 - ・平成19年3月策定の国東市国民保護計画の推進
- 自主防災組織の活性化を推進します。
 - ・防災士の活用による自主防災組織の構築
 - ・防災避難訓練の着実な実施や防災情報の広報・周知活動の促進
- 国東市空き家等の適正管理に関する条例の活用を行います。
 - ・老朽危険家屋について所有者等への適正管理についての指導

(2) 安全・安心の地域づくりを目指す交通安全事業の推進

- 交通事故ゼロ運動を推進します。
 - ・関係機関と連携して交通事故ゼロ運動の実施
 - ・ガードレール・カーブミラーの改修及び新規設置の推進

(3) 安全・安心の地域づくりを目指す防犯事業の推進

- 関係機関と連携して防犯事業を推進します。
 - ・国東地区防犯協会連合会との連携の推進
 - ・青少年健全育成事業との連携による青少年非行の防止
 - ・防犯灯の設置

■成果指標

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H26	H29	H33	
防災無線の統合 デジタル化	—	—	平成27年度完成			
防災訓練参加行政区数	区	96(H24)	100	110	120	
防災士配置行政区数	区	77(H24)	90	100	110	
交通事故発生件数	件	84(H24)	80	75	70	減少を目指します
犯罪発生件数	件	92(H24)	85	80	75	減少を目指します

I-7

災害時や火災時の命綱、消防体制の充実を図ります。

消防活動

■現状分析と施策の目的

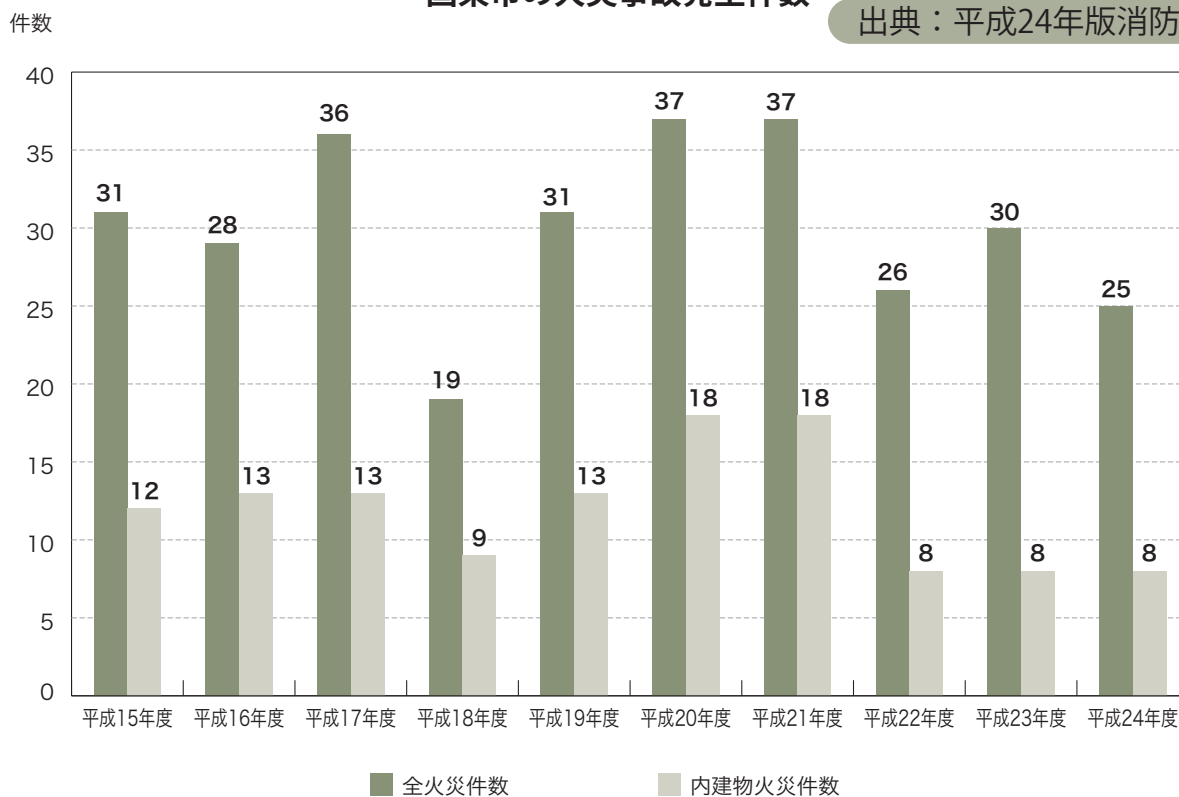
現代社会では、防災に関する備えは重要であり、災害が起こった時のために様々な準備や、被害を拡大させないためのインフラ整備を積み上げて行くことも大変重要となっています。また、「災害は忘れた頃にやってくる」の言葉通り、災害が発生した場合の体制整備としての消防署や地域の消防団の役割が、これまで以上に重要となっています。

本市では、電磁調理器（IHクッキングヒー

ター）の普及や平成23年6月からの住宅用火災警報器の一般家庭への設置義務化等の影響で、火災件数は減少傾向にあります。これは、大変良い事であり今後もこの傾向が続くように啓発を続けて行く必要があります。いずれにしても市民の生命と財産を守るために消防署や地域の消防団の体制を充実し、市民の防火意識や減災意識の向上を図ることが求められています。

国東市の火災事故発生件数

出典：平成24年版消防年報



■施策別の分類と主要な事業

(1) 国東消防署の施設整備や設備の充実

- 消防本部や老朽化、耐震性に問題のある出張所を整備します。
 - ・消防本部の効率的な施設整備の推進
 - ・国見・姫島出張所の効率的な施設整備の検討
- 更新計画に沿って消防設備を整備します。
 - ・平成28年6月1日に向けた消防無線デジタル化の推進
 - ・各種消防車両や救助工作車等の計画的な更新と整備

(2) 国東市消防団の適正規模での活性化の推進

- 消防団の効率的な施設整備や機器導入を推進します。
 - ・合併後の部制（40部）に基づく一定の基準による機庫の整備
 - ・小型動力ポンプ及び積載車、防火貯水槽の計画的な更新と整備
- 消防団の組織を育成、強化します。
 - ・国の整備指針に基づく団員基準値の維持（920名）
 - ・あらゆる災害を想定した訓練の実施
 - ・将来世代の団員確保対策としてのハイスクール消防クラブの育成

(3) 防火意識向上の推進

- 防火思想の普及に努め「火災の少ない国東市」を目指します。
 - ・防火思想や火災警報器の設置の広報・周知活動の促進

■成果指標

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H26	H29	H33	
消防団員数	人	969 (H24)	920 国の整備指針による基準値 920人を割り込まない。			
消防訓練参加者数	人	2,835 (H25)	2,300	2,300	2,300	訓練参加者が2,300人を 割り込まない。



I - 8

人権啓発と教育活動を実践し、人権尊重社会の実現を目指します。

人権尊重

■現状分析と施策の目的

21世紀は人権の世紀と言われて13年が経過いたしました。昭和44年には、我が国で最初の総合的な人権政策となる「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、政府は「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、平成9年に国内行動計画を策定しました。その後、平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定いたしました。大分県も平成17年には、人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として新たに「大分県人権施策基本計画」を策定しました。

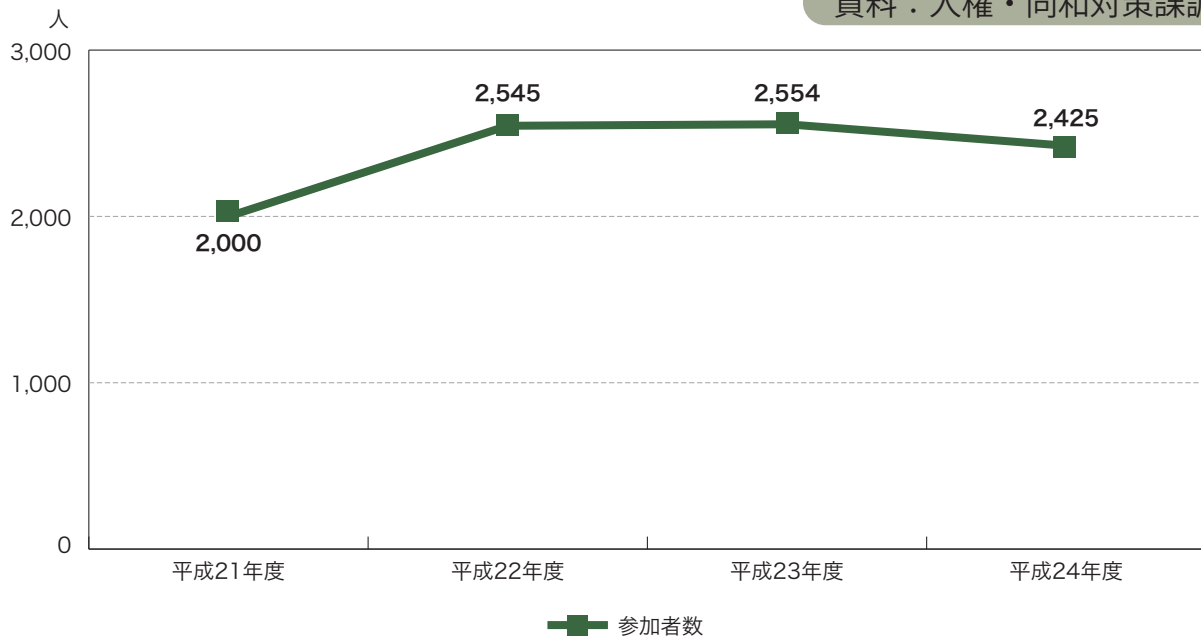
本市においても平成19年12月に、人権施策

を進める指針として「国東市人権教育及び人権啓発基本計画」を策定、平成21年4月には「国東市人権教育及び人権基本計画に係る実施計画」を公表いたしました。しかしながら、依然として同和問題をはじめとする様々な人権問題が未解決のまま存在し、新たな人権に関する課題も生じて来ています。

本市としても、「人権尊重社会の実現」、「あらゆる差別の解消」の理念実現のために不断に、人権に関する「教育と啓発」の実践活動を実施し、地方自治体としての責務を果たす必要があります。

行政区別地区人権学習会参加者数

資料：人権・同和対策課調べ



■施策別の分類と主要な事業

(1) 人権啓発活動に関する取り組みの充実

- あらゆる機会を通じて、人権啓発活動を推進します。
 - ・国東市人権・同和教育啓発推進協議会の充実
 - ・行政区別地区人権学習会の行政区単位での開催
 - ・人権フェスティバルの旧町単位での開催
 - ・人権講演会や人権に関する企業訪問の実施
 - ・人権問題や啓発活動等に関する広報・周知活動の促進
 - ・隣保館を拠点とした「福祉と人権のまちづくり」活動の推進

(2) 人権教育活動に関する取り組みの充実

- 人権啓発・教育活動を実践する人材を育成・派遣します。
 - ・人権活動に精通する人材の育成と指導者の資質向上の推進
 - ・PTAや学校、企業・団体等へ講師情報の提供及び派遣
 - ・啓発用資料の作成や学習会用教材・メニューの開発
- あらゆる機会を通じて、人権教育活動を推進します。
 - ・学校教育や社会教育における公民館等での「人権教育」の実施
 - ・市内小学校による「人権の花」運動の実施
 - ・中学生人権コンサートや中学生福祉体験学習の開催

■成果指標

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H26	H29	H33	
行政区別地区人権学習会への参加人数	人	2,425 (H24)	2,500	2,600	2,700	
上記以外の学習会参加人数	人	7,955 (H24)	8,100	8,400	8,700	



I-9

女性も男性も健やかに暮らせるまち国東市を目指します。

男女共同参画

■現状分析と施策の目的

「男女雇用機会均等法」に続き平成11年に「男女共同参画基本法」が成立し、国は、「男女共同参画社会」の実現に向けた理念を明らかにしました。また、平成13年には「配偶者からの暴力の阻止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、「男女共同参画社会」実現の妨げとなっている配偶者からの暴力の根絶に向けた動きも本格化しています。政府としても、平成23年のポジティブアクション（2020年度までに指導的地位に社会のあらゆる分野で女性が占める割合が少なくとも30%に達する）という目標が掲げられており、平成25年6月の白書には、「成長戦略の中核である女性の活躍に向けて」という特集が組まれています。これは、男女共同参画社会の実現が理念的なものから経営戦略として捉えられており、ダイバーシティ・マネジメント（※）の重要性が説明されています。

本市としても、平成18年の「国東市男女共同参画推進条例」から平成19年の「国東市男女共

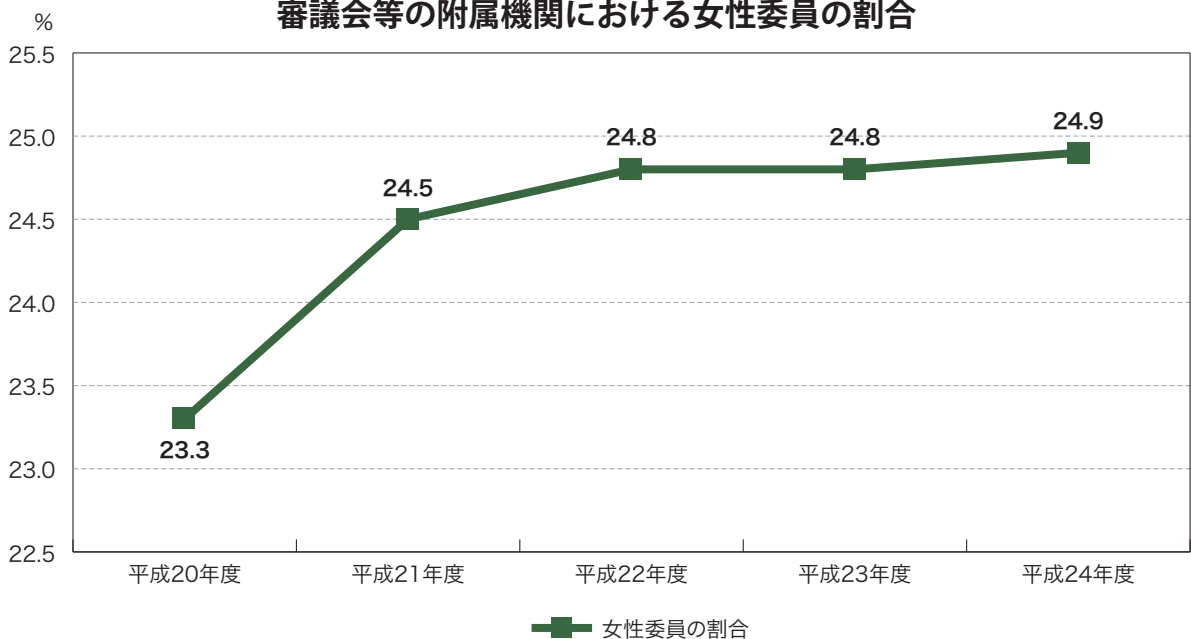
同参画計画」そして平成24年の「国東市男女共同参画計画改訂」までの施策により男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがなされて来ました。しかし、男女共同参画社会実現に向けた課題は多く残っており、本市の女性人口が激しく減少していることも見逃せない現実として横たわっています。

本市は、女性も男性も健やかに暮らせるまちを目指してその一歩を踏み出しており、これまで以上の「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みが必要となっています。

※ダイバーシティ・マネジメント：多様な人材あるいは人材の多様性（ダイバーシティ 性別・年齢・人種等）を生かすことができる組織の構築を目指すことで、背景には、「多様な人材あるいは人材の多様性を生かすことが組織の活力や創造性を高めることに貢献する」との前提がある。

資料：政策企画課調べ

審議会等の附属機関における女性委員の割合



■施策別の分類と主要な事業

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

- あらゆる機会を通じて、男女共同参画社会の実現を推進します。
 - ・男女共同参画の理念や啓発活動等に関する広報・周知活動の促進
 - ・男女共同参画講演会の開催による意識改革の推進
 - ・配偶者の暴力の根絶に向けた啓発
 - ・男女共同参画に関する企業・団体訪問の実施
 - ・「ワーク・ライフ・バランス」(※)の理念に関する広報・周知活動の促進

(2) 男女共同参画社会の実現を目指す団体の育成と活動の充実

- 男女共同参画社会育成のための団体のあり方を検討します。
 - ・男性が参加する啓発活動団体の立ち上げの検討と育成
 - ・「国東女性塾」の活動の充実と他団体との連携

※ワーク・ライフ・バランス…ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること

■成果指標

指標名	単位	基準値	目標値			説明
			H26	H29	H33	
男女共同参画講演会参加者数	人	400 (H25)	500	600	600	講演会参加者数
審議会等の附属機関における女性委員の割合	%	24.9 (H24)	30.0	30.0	30.0	女性委員の割合 (57機関：907名対象)

